

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31
5年				

宮本サ対第257号
宮本総第286号
宮本情第435号
宮本務第390号
宮本生企第452号
宮本地第272号
宮本刑総第314号
宮本組第259号
宮本交企第302号
宮本公第244号
令和6年3月8日
宮城県警察本部長

宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会設置要綱の一部改正について（通達）
宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会については、「宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会設置要綱の制定について（通達）」（令和4年9月28日付け宮本サ対第817号ほか）により運用してきたところであるが、令和6年度宮城県警察組織機構改編に伴い、別添のとおり宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会設置要綱の一部を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

令和6年度宮城県警察組織機構改編に伴い、宮城県警察サイバー戦略プロジェクトチーム構成員等について整理した。

2 施行期日

令和6年4月1日

別添

宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

サイバー空間の脅威に対して警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、警察本部に宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 任務

委員会は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事項を総合的に集約及び分析し、対策方針を定め、その達成を図るものとする。

- 1 サイバー戦略に関すること。
- 2 情報の集約及び共有に関すること。
- 3 捜査支援及び技術支援に関すること。
- 4 人材育成方策に関すること。
- 5 関係機関、民間事業者、団体等と連携した取組に関すること。
- 6 サイバー空間における新たな脅威への対処等に関すること。
- 7 その他サイバー戦略に関すること。

第4 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

第5 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- 4 委員会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「サイバー犯罪対策課」という。）において処理する。

第6 宮城県警察サイバー戦略プロジェクトチーム

1 設置

委員会を補佐するため、委員会に宮城県警察サイバー戦略プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

2 任務

プロジェクトチームは、委員会の事務について補佐するとともに、部門間の必要な連携及び調整並びにサイバー空間における情報の集約及び共有を図り、サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤及び物的基盤の強化その他の取組の連携、調整等を行うものとする。

3 組織

プロジェクトチームは、チームリーダー、チームサブリーダー及び関係課の職員をもって構成し、それぞれ別表第2のとおりとする。

4 運営

- (1) チームリーダーは、プロジェクトチームを主宰し、必要に応じてプロジェクト会議を開催する。
- (2) チームリーダーは、必要があると認めるときは、関係課の職員以外の者に対しプロジェクト会議への出席を求めることができる。
- (3) プロジェクトチームの庶務は、総務部情報管理課、警務部警務課、サイバー犯罪対策課及び警備部公安課において処理する。

なお、プロジェクトチームの庶務の取りまとめについては、サイバー犯罪対策課において行う。

第7 宮城県警察サイバー戦略専門部会

1 設置

サイバー空間の脅威に対する各種対策を適時適切に効率よく実施するため、プロジェクトチームに次の専門部会を置く。

- (1) 組織基盤整備部会
- (2) サイバー犯罪対策部会
- (3) サイバー攻撃対策部会
- (4) 情報セキュリティ・技術支援部会

2 任務

各専門部会は、委員会が管理し、プロジェクトチームの統括の下、推進すべき施策の企画立案を始め、別に定める具体的推進項目の実現に向けた必要な連携及び調整を図るものとする。

3 組織

各専門部会は、部会長及び関係課の職員をもって構成し、それぞれ別表第3のとおりとする。

4 運営

- (1) 部会長は、所掌する専門部会を主宰し、必要に応じて専門部会を招集するとともに、協議事項及び決定事項をチームリーダーに報告する。
- (2) 部会長は、必要に応じて関係課の職員以外の関係者に対し当該専門部会への参加を求めることができる。
- (3) 各専門部会は、相互に緊密な連携を図るものとする。
- (4) 各専門部会に関係する事務について、協議が必要と認められる事項が発生した場合は、プロジェクトチームにおいて協議する。

5 庶務

各専門部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

第8 サイバーセキュリティ総括責任者等

1 サイバーセキュリティ総括責任者

サイバーセキュリティ総括責任者（以下「総括責任者」という。）は、サイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携及び調整を行うものとする。

2 サイバーセキュリティ副総括責任者

サイバーセキュリティ副総括責任者（以下「副総括責任者」という。）は、サイバー空間の脅威に関する事務について、総括責任者を補佐するとともに、サイバー戦略の実質的な推進及び管理を担うものとする。

3 サイバーセキュリティ責任者

サイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威への対処に関する事務について、総括責任者及び副総括責任者を補佐するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項はチームリーダーが、専門部会の運営に関して必要な事項は部会長が別に定める。

別表第 1

宮城県警察サイバー戦略総合対策委員会	
委員長	警察本部長
副委員長	生活安全部長（サイバーセキュリティ総括責任者） サイバーセキュリティ統括官（サイバーセキュリティ副総括責任者）
委員	総務部長 警務部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 警察学校長 警務部参事官兼首席監察官 仙台市警察部長 組織犯罪対策局長

別表第 2

宮城県警察サイバー戦略プロジェクトチーム	
チームリーダー	サイバー犯罪対策課長（サイバーセキュリティ責任者）
チームサブリーダー	サイバー犯罪捜査指導官又はサイバー犯罪対策官及び次長
関係課	総務課 会計課 情報管理課 警務課 生活安全企画課 県民安全対策課 少年課 生活環境課 サイバー犯罪対策課 地域課 刑事総務課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課 交通企画課 交通指導課 公安課 警備課 外事課 情報技術解析課

別表第 3

宮城県警察サイバー戦略専門部会		
組織基盤整備部会		
	部会長	警務課長
	関係課	総務課 会計課 情報管理課 生活安全企画課 サイバー犯罪対策課 地域課 刑事総務課 組織犯罪対策第一課 交通企画課 公安課
サイバー犯罪対策部会		
	部会長	サイバー犯罪対策課長
	関係課	生活安全企画課 県民安全対策課 少年課 生活環境課 地域課 刑事総務課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課 交通指導課 公安課 外事課 情報技術解析課
サイバー攻撃対策部会		
	部会長	公安課長
	関係課	サイバー犯罪対策課

		警備課 外事課 情報技術解析課
情報セキュリティ・技術支援部会		
	部会長	情報管理課長
	関係課	サイバー犯罪対策課 公安課 情報技術解析課